

通 関 業 の 許 可 の 消 滅 に つ い て

標記のことについて、通関業法第10条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

通 関 業 者 名 ティエヌティ通関サービス合同会社
J C N 8010601040758
所 在 地 東京都江東区新木場一丁目12番10号
代 表 者 職務執行者 松本 義則
主たる営業所名 東京営業所
所 在 地 東京都江東区新木場1-12-10
消 滅 年 月 日 令和2年5月31日
消 滅 理 由 通関業の廃業

令和2年5月22日

東京税関長 松 村 武 人